

熊本県公報

号外 第 22 号の 3
平成 16 年 3 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課)	1
○熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(")	1
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則……………(")	2
○熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則……………(")	2
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(")	2
○熊本県釈迦院ダム建設事務所設置規則を廃止する規則……………(")	3
訓 令	
○熊本県労働相談情報センター処務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課)	3
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令……………(")	3
○熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令……………(")	3
○熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令……………(")	4
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………(")	4
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令……………(")	12
○熊本県立大学処務規程の一部を改正する訓令……………(")	12
○熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令……………(")	12
○熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令……………(")	13
○熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令……………(")	13
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令……………(")	13
○熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………(")	14
○熊本県立肥後学園処務規程を廃止する訓令……………(")	20
○熊本県釈迦院ダム建設事務所処務規程を廃止する訓令……………(")	20

規 則

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 23 号

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の仕事の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 本庁の欄中「部次長」を「^{部次長}局次長」に改め、同表地方出先機関の欄中「工業審議員」を「^{工業審議員}労政審議員」に改める。

附 則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 24 号

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

熊本県家畜保健衛生所長に対する事務の委任に関する規則（昭和31年熊本県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条第1項」の次に「及び第4条の2第1項」を加え、同条第2号中「第4条の2第1項」を「第4条の2第3項」に、「届出の受理」を「検査命令」に改め、同条第6号を第11号とし、同条第5号中「し、や、断」を「の制限又は遮断」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

(8) 法第21条第1項の規定による許可に関すること。

(9) 法第24条の規定による許可に関すること。

(10) 法第31条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬に関すること。

第2条第4号中「報告」を「届出」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第8条」の次に「(法第31条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第9条及び第30条並びに第26条の規定による消毒等の命令に関すること。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定によるらく印、いれずみその他の標識の表示に関すること。

第2条に次の1号を加える。

(12) 法第52条の規定による報告の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第25号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第1条第30号ア中「第15条第1項」の次に「及び法第15条の2第1項」を加え、同号キ及びク中「指示すること」を「指示し、又は職員に消毒させること」に改める。

第1条第3号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、力をキとし、オの次に次のように加える。

カ 法第22条第1項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により退院させること。

第1条第30号を同条第29号とする。

第1条第31号カ中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同号キを削り、同号クを同号キとし、同号を同条第30号とする。

第1条中第32号を第31号とし、同条第33号を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第26号

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則

熊本県新幹線事務所設置規則（平成10年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本県新幹線八代事務所の項を削り、熊本県新幹線熊本事務所の項管轄区域の欄中「熊本市」の次に「、八代市、水俣市」を加え、「及び鹿本郡植木町」を「、鹿本郡植木町、八代郡坂本村、八代郡千丁町、八代郡鏡町、八代郡竜北町、葦北郡芦北町及び葦北郡津奈木町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第27号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例

の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施

行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成12年熊本県規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則の表第2号中「第12号（4）」を「第13号（4）」に改め、同表第3号中「第21号（3）」を「第23号（3）」に改め、同表第4号中「第23号（3）」を「第25号（3）」に改め、同表第5号中「第31号（2）」を「第33号（2）」に改め、同表第6号中「第34号」を「第36号」に改め、同表第7号中「第36号（3）」を「第38号（3）」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県釈迦院ダム建設事務所設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第28号

熊本県釈迦院ダム建設事務所設置規則を廃止する規則

熊本県釈迦院ダム建設事務所設置規則（昭和59年熊本県規則第51号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第5号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県労働相談情報センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県労働相談情報センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県労働相談情報センター処務規程（昭和27年熊本県訓令第492号）の一部を次のように改正する。

第3条中第10項を第12項とし、第5項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の2項を加える。

5 センターに労政審議員を置くことができる。

6 労政審議員は、上司の命を受け、労政に関する重要な事項を審議する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第3条保健予防課の項第10号中「栄養改善指導」を「栄養指導」に改める。

第8条第1項第15号中「徴収すること」の下に「並びに同法第50条の4に規定する精神障害者社会適応訓練事業に係る協力事業所及び訓練生の登録並びに協力事業所との訓練委託契約に関すること」を加える。

第8条中第28号を第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

(28) 熊本県健康増進法施行細則（平成15年熊本県規則第42号）に基づく特定給食施設の設定、変更及び休止（廃止）の届出並びに栄養管理状況報告書の受理に関すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（局）課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令